官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令（財務五九）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六六）　四

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一一四）　四

〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四〇九）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人農畜産業振興機構令和七事業年度決算、独立行政法人航空大学校令和七事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等関係　八六
地方公共団体
古物営業の許可の取消処分、教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇九

省令

○財務省令第五十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条、百三十七条及び第百四十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日　　財務大臣　片山さつき